事 務 連 絡 平成20年11月11日

都道府県 障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長補佐 (障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ&A(2)について

平素より障害者福祉施策の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。 さて、9月29日に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議以降に、第 2期障害福祉計画に関して各都道府県よりご照会いただきました事項につきま して、別添のとおりQ&Aとして整理いたしましたのでお送りいたします。 また、管内市町村に対し情報提供方よろしくお願いいたします。

(照会先)

障害保健福祉部企画課

障害計画係 高相、水村、新坂 TEL(代)03-5253-1111 (内)3009,3021

FAX 03-3502-0892

E-mail: shougaikeikaku@mhlw.go.jp

障害保健福祉圏域におけるサービス供給体制の見通し(圏 数値目標については、いわゆる圏域ビジョン 域ビジョン)に記載する内容として、 の中に定める必要はない。(ただし、定めるこ とを妨げるものではないので、各自治体の判断 ①当該圏域におけるサービス見込量 ②必要な事業所の整備計画 により定めることは差し支えない。) の他に、数値目標(施設入所者の地域移行、退院可能精神障 害者の減少目標値、一般就労移行)も掲げる必要があるか。 基本指針(案)別表第三では、必要なサービスの「量」と お見込の通り、「人分」(=利用者数)で見 込むサービス(「療養介護」、 ともに、「利用者数」の見込みを併せて定めることとされま 「共同生活援助・ 共同生活介護」、「施設入所支援」及び「相談 した。これは、居宅介護等や生活介護などのように、「時間 支援」)については、「利用者数」と「量」は 分」又は「人日分」で見込量を定めるサービスについては、 利用者数(=実人数)の見込みを併記する趣旨と理解してい 同じものとなる。 ます。 一方、 「療養介護」、「共同生活援助・共同生活介護」、 「施設入所支援」及び「(指定)相談支援」については、第 1期計画と考え方が変わらない限り、もともと「人分」で利 用者数を見込むルールとなっていますので、「時間分」、 「人日分」のような問題は生じません。(平成18年5月11日 全国障害福祉計画担当者会議「資料2-1-2」参照。) 基本指針(案)を見ますと、これらの「人分」(=利用者 数)で見込むサービスについても、「利用者数及び量」の見 込みを定めるものと記載されていますが、この場合の「利用 者数」と「量」とは別のものなのでしょうか、それとも同じ ものなのでしょうか。 ○事業者の新体系への移行希望の把握について ①国から移行調査票を配布する予定はない。 ①基本指針の改正案では、必要に応じて都道府県が中心と ②第1期計画策定時に、事業者の移行希望時期 なって、いまだ新しいサービス体系に移行していない事業者 等の調査を行ったが、その後も、都道府県おい に対して調査等を行うこととしているが、第一期計画策定時 て、事業者の移行予定時期等について定期的に と同様に、国が意向調査票を配布すり予定はあるのですか。 把握している場合もあることから、第2期障害 ②また、「必要に応じて」とあることから、国が意向調査票 福祉計画の策定に当たっては、全都道府県統一 を配布する予定がない場合であっても、都道府県による調査 的に意向調査を行うということではなく、「必 については、計画策定にあたっての必須の要件ではないと解 要に応じて」としているところ。 してよろしいのですか。 (最近の状況を把握していない場合は、第2期 計画の策定にあわせて事業者の意向を把握され たい。) ※7月29日開催「障害福祉計画担当者会議」 において同様の回答をしたもの。 障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量について 必須事業であるコミュニケーション支援事業の は、必須事業に加え、「地域における障害福祉サービスの提 未実施市町村が約3割(特に要約筆記の実施が 供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される |低い)| となっていることから、全市町村での実 事業」の例として、「奉仕員養成研修事業」が記載されてい 施に向け、人材養成が重要であることに鑑み、 ますが、この内容については、全国的に見込量を算定するこ 必須事業に加え「奉仕員養成研修事業」の記載 とが求められるのでしょうか。 を例示したもの。必要な養成について、都道府 また他にも同様に算定すべき事業として想定されているもの |県とも連携し整理願いたい。なお、必須事業以 はあるのでしょうか。 外については、各自治体の実情に応じて実施す る事業であるため、必要と判断される事業につ いて、それぞれの事業の種類ごとに見込み量等 を定めていただきたい。

| | 質問内容 | 回 答 |
|---|---|--|
| | 市町村計画の作成にあたり、自立支援法第88条の第6項で施策推進協議会の意見聴取を、同第7項で県の意見聴取の手続きが規定されていますが、この2つの手続きの順序についての考え方、ルールがあるのでしょうか。ご教示ください。 私としては、単に手続きを規定しているだけでその順番に決まりはなく、各自治体の策定の都合に合わせて両方の意見を聴いて作成すればよいように思うのですがいかがでしょうか。 | 自立支援法第88条6項と同条7項の手続きの考え方については、お見込みのとおり。 |
| О | 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する平成23年度の数値目標の設定について、その基礎となる対象者は、「第一期障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者」とされています。この考え方は、数値目標の基礎とする対象者を第一期計画と同じくする趣旨と理解されます。さて、第一期計画でも、基本指針の表現は、「障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者」となっていましたが、実務的には、「障害福祉計画の作成時点」すなわち平成18年度末ではなく、「平成17年10月1日の入所者数」を「現在の入所者数」として整理することと議「資料2-1-1」の3ページ)第二期計画においても、第一期計画との整合性(あるいは連続性)を図るため、実務的な整理としては、、「平成17年10月1日の入所者数」を「第一期計画との整合性(あるいは連続性)を図るため、実務的な整理としては、、「平成17年10月1日の入所者数」を「第一期間との整合性(あるいは連続性)を図るため、実務的な整理としては、、「平成17年10月1日の入所者数」を「第一期計画との整合性(あるいは連続性)を図るため、実務的な整理としては、、「平成17年10月1日の入所者数」を「第一期計画との整合性(あるいは連続性)を図るため、実務的な整理としては、、「平成17年10月1日の入所者数」を「第一期計画との整合性(あるいは連続性)を図るため、実務的な整理としては、、「平成17年10月1日の入所者数」を「第一期計画との表現では、10月間に対して、10月間に対して、10月間に対しまれては対しまれて、10月間に対しまれては対しまれて、10月間に対しまれては対し | お見込みのとおり。 |
| 7 | 23年度の数値目標について、実態と乖離しているため修正を行いたいのだが、どの程度まで修正してよいといった決まりはあるか。 | |
| 8 | 退院可能精神障害者の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類毎の見込みについて、第1期計画で見込んだ退院可能精神障害者数の全数に対し、見込む必要があるか。(全国障害福祉計画担当者会議(平成7月29日開催)「資料3」では、精神障害者地域移行支援特別対策事業にかかるサービス見込量について、記載するよう指示があるところであるが、第1期計画で見込んだ退院可能精神障害者数の全数に対しても同様に、見込む必要があるか) | 第2期計画の退院可能精神障害者数に関しては、精神障害者地域移行支援特別対策事業にかかるサービス見込量とともに、第1期計画と同様に退院可能精神障害者全体についても見込むことが必要である。 |
| | 第2期計画においては、指定障害福祉サービスの量とともに利用者数を明記することとされ、利用者数は、「実利用者数」とのことですが、計画に記載すべき数字は、具体的にはどのような数字ですか。 | サービス量を見込際には、月間の利用者数と 平均的な利用量(時間、日数)により算出する が、その際見込んでいる月間の利用者数を、第 2期計画において「利用者数」として明記され たい。 |